

## 弾道ミサイル飛来時における休校等の判断について

Jアラート又はマスコミ等を通じて、「ミサイル発射情報・避難の呼びかけ（第1報）」があり、続いて、第2報等で次のようなJアラート情報等があった場合は、

Jアラート情報等		判断
日本の領土・領海に落下する可能性があるとして判断した場合 <b><u>(国が武力攻撃事態として認定)</u></b> ・第2報「直ちに避難することの呼びかけ」 ・第3報「落下推定情報」		休  校
日本の領土・領海の上空を通過した場合 ・第2報「ミサイル通過情報」	<b><u>関東地方を通過</u></b>	登  校
	それ以外の地域を通過	
日本の領海外に落下した場合 ・第2報「落下推定情報」		登  校

◎ 判断が休校となったが、既に、

スクールバスに乗車していた場合

→ 学校へ登校

公共交通機関を利用している登校途中の場合

→ 自宅に戻るか学校へ登校